《中小企業者のみなさまへ》

所沢市中小企業融資制度のご案内

TOKOROZAWA

所沢市役所　産業振興課(市役所別館)
TEL04－2998－9157
FAX04－2998－9162

◆1-1　所沢市中小企業融資制度とは

所沢市中小企業融資制度は、市内の中小企業の皆さんを支援するために、事業に必要な資金の貸付けを低利率で行う制度です。
詳細は市役所産業振興課へお問い合わせください。

※審査により、融資につながらない場合もありますので、ご了承ください。



◆1-2　ご利用のメリット

・市が斡旋することにより、**低利率**の融資制度となっています。
・お支払された**利子額の一部を補助します。**（詳細は◆1－3へ）
・埼玉県信用保証協会による**信用保証制度**が利用できます。（詳細は◆1－4へ）
・特別小口資金では、**保証人や担保が不要**です。

◆1-3　利子補給について

当市では、中小企業者の借入資金の利子負担を軽減するため、利子額（延滞利息は除く）の30%（※）を限度として、予算の範囲内で補助しています。ただし、事業を途中でやめた場合や、市外への転出した場合、貸付期間の上限を超過した場合には補助は受けられません。

※以下に掲げる補助金の交付決定を受けた設備について融資を受けた場合の補助率は40%となります。

・所沢市地域資源活用・ものづくり総合支援補助金
・所沢市障害者雇用推進企業支援補助金
・所沢市スマートハウス化推進補助金（詳細はマチごとエコタウン推進課（℡：04-2998-9133）にお問い合わせください）

◆1-4　信用保証制度について

信用保証協会は、中小企業の皆さんが金融機関から事業資金を借り入れる際、公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。所沢市の制度融資は、すべて埼玉県信用保証協会の保証付融資となっており、別途保証料が必要となります。

◆1-5　資金使途について

融資できる資金は、下記に掲げるような事業経営に必要な資金に限られます。

〇運転資金・・・原材料の購入資金、給与の支払資金、商品仕入・買掛支払の手形決済資金　等
〇設備資金・・・設備の新増設資金、建物の増改築資金、機械・備品購入資金　等

◆融資申込の際に必要な書類◆

番号	申請書類	個人	法人	注意事項	書類のある場所	提出部数
1	所沢市中小企業融資制度申込書	○	○	実印押印	市役所産業振興課 （市役所別館）	原本　1部
2	信用保証委託申込書類一式	○	○	信用保証協会書式	各金融機関	原本　1部 写し　1部
3	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書		○	※事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合のみ	各金融機関	原本　1部 写し　1部
4	経歴書	○	○		市役所産業振興課 （市役所別館）	原本　1部 写し　1部
5	支払明細書	○	○	最近６ヶ月分	市役所産業振興課 （市役所別館）	原本　1部 写し　1部
6	試算表	○	○	確定申告後の状況	市役所産業振興課 （市役所別館）	原本　1部 写し　1部
7	納税証明書（法人市民税）		○	最近２年度分 ※取得時に代表者の押印（又は委任状）が必要	市役所市民税課（低層棟2F)又はまちづくりセンター	原本　1部 写し　1部
8	納税証明書（事業税）	○	○	最近２年度分	県税事務所	原本　1部 写し　1部
9	履歴事項全部証明書		○	※必要に応じて閉鎖事項全部証明書	さいたま地方法務局	原本　1部 写し　1部
10	印鑑証明書（法人）		○	法人分	さいたま地方法務局	原本　1部 写し　1部
11	納税証明書（市県民税）	○	○	最近２年度分　（個人：本人分　法人：連帯保証人分（※特別小口資金の場合は代表者分）） ※申込時期が４月～６月の場合、前年及び前々年分 申込時期が７月～３月の場合、今年度納期到来分及び前年分	市役所市民税課（低層棟2F)又は まちづくりセンター	原本　1部 写し　1部
12	課税証明書（市県民税）	○	○	最近２年度分　（個人：本人分　法人：連帯保証人分（※特別小口資金の場合は代表者分）） ※年度は、上記納税証明書と合わせてください。	市役所市民税課（低層棟2F)又は まちづくりセンター	原本　1部 写し　1部
13	印鑑登録証明書	○	○	個人：本人分　法人：連帯保証人分 （※特別小口資金の場合は代表者分）	保証人の住所地の市役所等	原本　1部 写し　1部
14	確定申告書の写し	○	○	直近２期分 個人：決算書（青色）又は収支内訳書（白色）を添付 法人：法人税、県法人事業税、法人市民税	お手持ちの申告書の控え	写し　2部
15	決算書の写し		○	最近２期分（内訳明細書を含む）	お手持ちの決算書の控え	写し　2部
16	許認可登録等の写し	○	○	※必要な業種のみ	お手持ちの登録書等の控え	写し　2部
17	宣誓書	○	○	※飲食業のみ	産業振興課 （市役所別館）	原本　1部 写し　1部
18	工事契約一覧表	○	○	工事請求書又は明細書の写しを２部添付 ※許認可登録等が必要でない建設業のみ	市役所産業振興課 （市役所別館）	原本　1部 写し　1部
19	個人情報に関する同意書	○	○		市役所産業振興課 （市役所別館）	原本　1部 写し　1部
20	その他市長が必要と認めるもの	○	○			

＜設備資金の場合＞　上記に加えて

21	見積書・カタログ	○	○	申込人宛の見積書で、発行者の押印があり有効期限内のもの（屋号のみの記載は不可）	ご自身で用意してください	原本　1部 写し　1部
22	図面・建築確認通知書の写し	○	○	※増改築の場合（建築確認通知書は増床10㎡を超える場合のみ必要）	ご自身で用意してください	写し　2部
23	賃貸借契約書・貸主の同意書の写し	○	○	※改装等で、対象物件が他人所有の場合	ご自身で用意してください	写し　2部
	家屋所在証明書	○	○	※改装等で、対象物件が自己所有の場合	市役所資産税課（低層棟2F）	原本　1部 写し　1部

＜災害復興資金の場合＞　上記に加えて

24	り災証明書	○	○	※火災の場合	最寄りの消防署又は分署	写し　2部
	罹災証明書	○	○	※火災以外の災害の場合（建物）	市役所資産税課（低層棟2F）	写し　2部
	被災証明書	○	○	※火災以外の災害の場合（設備・自動車等）	市役所危機管理課（高層棟4F）	写し　2部

◆所沢市融資制度一覧◆

	制　度　名	貸付限度額 ※1	貸付期間	利率 （実負担）	保証料	連帯保証人	担保	共通資格要件	追加要件	事業者への利子補給
①	中小企業支援資金	3,000万円 以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 据置 1年以内	1.90% （1.33%）	1.59% 以内 ※3	（原則） 個人：不要 法人：代表者※4 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	必要に応じ徴求	◆市内に事業所を有し同一事業を引き続き一年以上営んでいること。※5 ◆個人においては、市内に引き続き一年以上住民登録がされていること。 法人においては、主たる事務所又は従たる事務所の法人登記が市内に引き続き一年以上されていること。 ◆市税の納税義務者で、市税を滞納していないこと。 ◆信用保証協会の代位弁済による債務のない者。 ◆許認可等が必要な業種は、その許認可等を取得していること。※6		年間支払利子額の30%以内 （指定する補助金（表紙を参照）の補助対象となり、設備資金の融資を受けた場合には40%）
②	特別小口資金 （無担保無保証人）	1,250万円 以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 据置 6ヶ月以内 ※2	1.75% （1.225%）	0.8% 以内 ※3	不要	不要		◆申込みの日以前一年間において、 市民税の所得割額（法人の場合は法人税割額）があるもの ◆小規模企業者　（常時使用する従業員20人以下、 商業・サービス業は5人以下）で、特定事業を行なっているもの ◆市の特別小口資金の残高以外に、 信用保証協会の保証付借入の残高が無いこと※7	
③	災害復興資金	5,000万円 以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 据置 1年以内	1.75% （1.225%）	1.59% 以内 ※3	（原則） 個人：不要 法人：代表者※4 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	必要に応じ徴求		◆火災その他の災害による被害を受け、復興資金を必要とするもの	

◆制度上の注意事項◆

※1：中小業支援資金と特別小口資金を併せて融資を受ける場合、合計で3，000万円が限度額となります。
※2：運転資金と設備資金を併用で利用される場合、貸付期間は10年以内となります。
※3：埼玉県信用保証協会が、決算内容等に応じて保証料を決定します。
※4：連帯保証人については、個人・法人ともに例外的に1名以上を必要とする場合があります。
※5：市内における事業実績が必要となります。
※6：融資対象設備の設置後必要となる許認可等については、融資実行後、速やかに取得してください。
※7：信用保証協会における市の特別小口融資残高とあわせて貸付限度額まで利用可能です。

◆資金使途上の注意事項◆

◇融資の対象とならない資金とは？
事業経営に関連のないものに使用される資金や、借入金の返済資金は、融資の対象になりません。
その他、融資の対象とならない資金の例は以下のとおりです。
《融資対象外の資金》
土地、住宅、事業に直接関係のない乗用車の購入資金、税金支払のための資金、必要な許認可等を受けていない設備資金、市外に設置する設備資金、申込時に代金が支払済みの設備資金、その他事業とは無関係の資金など

◆設備資金申込時の注意事項◆

◇設備内容によって次の書類が必要になります。

1　車両・機械等購入の場合	見積書・カタログ
2　工場・店舗等の建築、増築の場合	建築確認書（写）・図面・見積書
3　工場・店舗等の改築の場合	図面・見積書

◆設備完了届の提出
融資が実行されたら、次の書類を添付して設備完了届を提出してください。
提出されないときは、融資資金を一括返済していただく場合があります。
・領収書等支払を証明する書類の写し
・車両購入の場合は、自動車検査証の写し
・融資対象設備の設置に許認可等が必要な場合は、その許認可証の写し

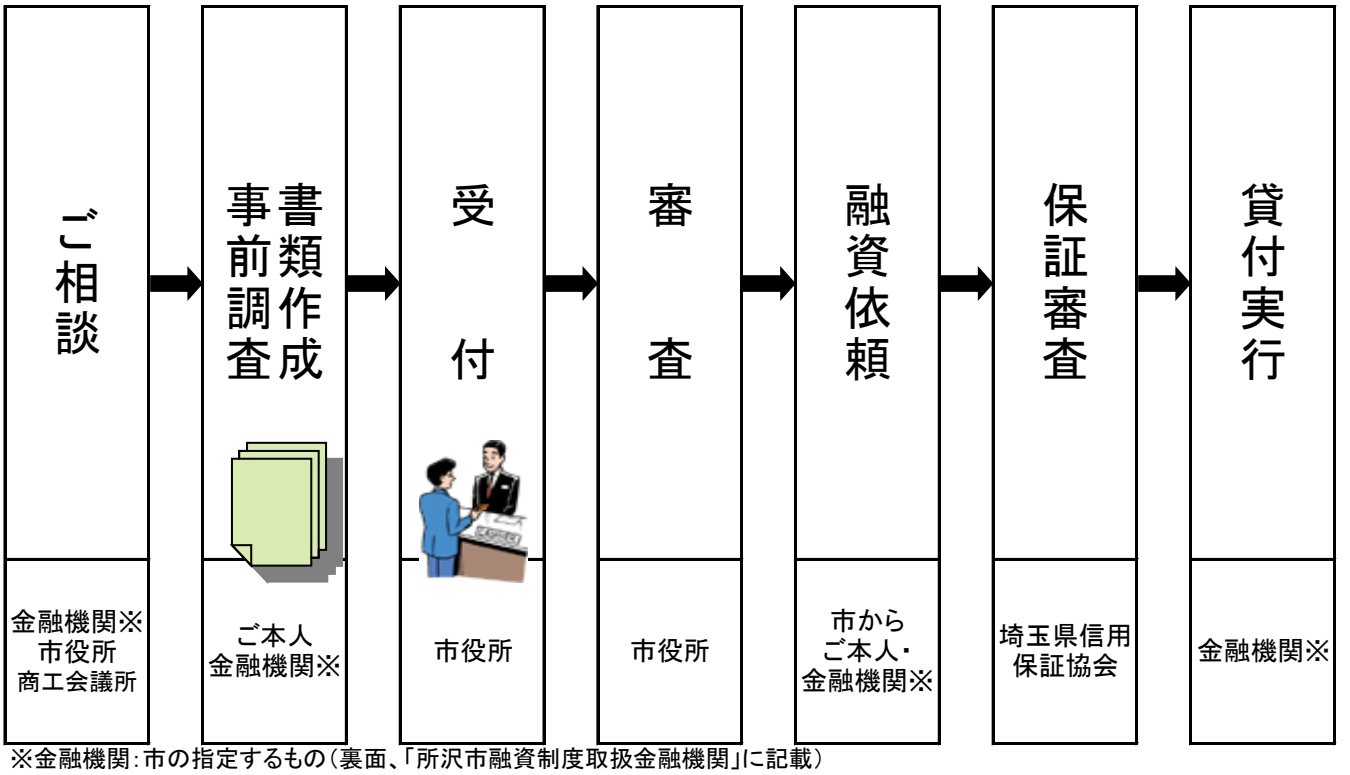
◆用語説明◆

○事業者選択型経営者保証非提供制度とは？
経営者保証ガイドラインの3要件（①法個分離 、②財務基盤の強化、③経営の透明性）の一部を充足していない場合においても、保証料率の上乗せという代替手法により経営者保証を解除することを企図したものです。適用する場合は0．25%又は0．45%が上乗せとなります。

○市税とは？
市税条例に定める以下の税のことです。
①市民税　②固定資産税　③軽自動車税　④市たばこ税
⑤特別土地保有税　⑥事業所税　⑦都市計画税　⑧入湯税

○市民税の所得割額・法人税割額とは？
お客様の所得金額に応じて納めていただく税のことです。
個人市民税の所得割の有無・額については、「市民税・県民税税額決定納税　通知書」や「市民税・県民税課税証明書」等でご確認いただけます。
法人市民税の法人税割額の有無・額については、お手元「市町村民税の確定申告書」（確定申告書の第二十号様式）や、「法人市民税領収証書」等でご確認いただけます。

☆ご相談から融資実行までの流れ



※金融機関：市の指定するもの（裏面、「所沢市融資制度取扱金融機関」に記載）

○各融資制度のご利用にあたっては、融資条件等について、取扱金融機関に事前に相談し、貸付けについての了承を得たうえでお申し込みください。

○市の審査で融資依頼が決定されても、その後の保証審査において否決される場合がありますので、ご了承ください。

○金融機関・商工会議所では、市の融資以外にも様々な融資のご相談を受け付けております。

☆融資の申込みにあたって

・融資制度取扱金融機関については、裏面の一覧表を参照してください。
・融資に当たっては、ご自身が希望する金融機関と、十分連絡を取り合うようにしてください。
・使途が明確でない融資はできかねますので、使途をはっきりさせておきましょう。
・借入金額は、返済のことを考慮し、過大にならないよう注意しましょう。
・事業実績や申込金額等により、全額ご融資できない場合もあります。

☆現地調査について

市役所では、書類の受付後、事業所の営業実態等を把握するため、必要に応じて現地調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

所沢市融資制度取扱金融機関一覧表（R8.11.01～）

No.	金　融　機　関　名	電 話 番 号
1	埼玉りそな銀行　所沢支店	2922－2141
2	〃　新所沢支店	2922－1221
3	〃　小手指支店	2949－5171
4	三井住友銀行　所沢支店	2923－7115
5	〃　小手指支店	2924－1161
6	武蔵野銀行　所沢支店	2922－7111
7	〃　新所沢支店	2993－6151
8	〃　下山口支店	2925－3111
9	〃　所沢駅前支店	2922－7111
10	〃　東所沢支店	2945－7211
11	東和銀行　所沢支店	2923－3111
12	〃　狭山ヶ丘支店	2948－3111
13	群馬銀行　所沢支店	2926－2251
14	飯能信用金庫　所沢支店	2922－1231
15	〃　狭山ヶ丘支店	2948－8141
16	〃　新所沢支店	2942－1225
17	〃　山口支店	2928－1833
18	〃　小手指支店	2922－1155
19	〃　所沢東支店	2998－4300
20	〃　所沢けやき台支店	2922－1231
21	〃　所沢松井支店	2945－7221
22	青梅信用金庫　所沢支店	2923－0111
23	〃　東所沢支店	2944－2211
24	〃　北野支店	2928－8111
25	西武信用金庫　狭山ヶ丘支店	2949－3621
26	埼玉縣信用金庫　所沢東支店	2944－9361
27	きらぼし銀行　秋津支店	042－393－9611
28	多摩信用金庫　秋津支店	042－395－7221
29	八十二長野銀行　所沢支店	2924－1582
30	山梨中央銀行　東村山支店	042－395－4511
31	足利銀行　所沢支店	2941－5510

※　ここに掲載する金融機関以外は、所沢市の融資制度は取り扱いできませんのでご注意ください。

※　取扱金融機関に変更が生じる場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください。